

## 許可等申請手数料

建築基準法	申請種別	手数料
第7条の6第1項第1号・第2号	仮使用認定	126,000
第18条第24項第1号・第2号		
第42条第1項第5号	道の位置の指定、変更又は廃止	50,000
第43条第2項第2号	建築物の敷地と道路との関係の建築の許可	36,000
第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内における建築の許可	36,000
第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内における建築の許可	160,000
第47条ただし書	壁面線外における建築の許可	160,000
第48条第1～14項ただし書	用途地域内における建築物の許可	180,000
第48条第16項第1号	用途制限の特例許可を受けた建築物の特例許可	87,000
第48条第16項第2号	日常生活に必要な建築物の用途制限の特例許可	92,000
第51条ただし書	特殊建築物等の敷地の位置の許可	160,000
第52条第10,11,14項	建築物の容積率の特例の許可	160,000
第53条第4・5項	建築物の建ぺい率に関する特例の許可	36,000
第53条第6項第3号	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	36,000
第53条の2第1項第3・4号	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可	160,000
第55条第3項	建築物の高さに関する特例の許可	160,000
第55条第4項第1・2号	建築物の高さの許可	160,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例の許可	160,000
第57条の2第1項	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定	敷地の数が2である場合 110,000 3敷地以上である場合 110,000+32,000× (敷地数-2)
第57条の3第1項	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消し	6,400
第57条の4第1項	特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外の許可	160,000
第58条第2項	高度地区における建築物の高さの特例の許可	160,000
第59条第1項第3号	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可	160,000
第59条第4項	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	160,000
第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可	160,000
第68条の3第4項	再開発等促進区等内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の許可	160,000
第68条の5の3第2項	地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の許可	160,000
第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可	160,000
第85条第6項	仮設興行場の建築の許可	108,000
第85条第7項	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場の建築の許可	195,000
都市計画法	申請種別	手数料
第21条第2項において準用する第19条第1項	調布都市計画高度地区に定める建築物の高さに関する特例の許可	160,000
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	申請種別	手数料
第105条第1項	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可	160,000

## 認定等申請手数料

R5.4.1

建築基準法	申請種別	手数料
第43条第2項第1号	建築物の敷地と道路との関係の建築の認定	31,000
第44条第1項第3号	道路内における建築の認定	28,000
第52条第6項第3号	建築物の容積の特例の認定	28,000
第55条第2項	建築物の高さの特例の認定	28,000
第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外の認定	28,000
第68条の3第1項	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外の認定	28,000
第68条の4	地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する制限の適用除外の認定	28,000
第68条の5の5第1項	地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定	28,000
第68条の5の6	地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例の認定	28,000
第86条第1項	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例の認定	建築物の数が1又は2である場合 82,000 建築物の数が3以上である場合 82,000+29,000×3棟以降の数
第86条第2項	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例の認定	建築物の数が1である場合 82,000 建築物の数が2以上である場合 82,000+29,000×2棟以降の数
第86条第3項	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可	建築物の数が1又は2である場合 238,000 建築物の数が3以上である場合 238,000+29,000×3棟以降の数
第86条第4項	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可	建築物の数が1である場合 238,000 建築物の数が2以上である場合 238,000+29,000×2棟以降の数
第86条の2第1項	一般敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定	建築物の数が1である場合 82,000 建築物の数が2以上である場合 82,000+29,000×2棟以降の数
第86条の2第2項	一般敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する特定又は同条第3項に規定する一般敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可	建築物の数が1である場合 238,000 建築物の数が2以上である場合 238,000+29,000×2棟以降の数
第86条の5第1項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し	6,900+13,000 ×現に存する建築物の数
第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外の認定	28,000
第86条の8第1項	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事	28,000
・第87条の2第1項	を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定	
第86条の8第3項(第87条の2第2項において	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	28,000
	準用する場合を含む。)	
建築基準法施行令第137条の16第2号	建築物の移転の認定	28,000